

岩手県告示第719号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 陸前高田市高田町字古川52の4・52の7・52の8（以上3筆国有林）、字中宿68の4・68の5・68の7（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、気仙町字砂盛176の15・178の5（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、米崎町字沼田198の13・199の15（以上2筆国有林）
- （2） 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- （3） 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 陸前高田市高田町字古川51の12・51の18・51の20・51の22・51の24・51の26・51の37・51の38・51の57・51の67から51の70まで（以上13筆国有林）、51の44から51の47まで・51の49・51の50・51の52・51の53・51の60（以上9筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的 潮害の防備
- （3） 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。